

令和元年度～令和2年度 理事名簿及び監事名簿

公益財団法人 日本学校保健会

令和元年6月20日

理事

No.	役職	氏名	所属先役職
1	会長	横倉 義武	(公社)日本医師会会長
2	副会長	道永 麻里	(公社)日本医師会常任理事
3	副会長	小山田 雍	秋田県学校保健連合会会長
4	副会長	(新)平塚 靖規	(一社)日本学校歯科医会参与
5	副会長	乾 英夫	(公社)日本薬剤師会副会長
6	専務理事	弓倉 整	学識経験者
7	常務理事	村田 光範	学識経験者
8	常務理事	長沼 善美	(一社)日本学校歯科医会専務理事
9	常務理事	村松 章伊	(公社)日本薬剤師会常務理事
10	常務理事	(新)茂松 茂人	学識経験者
11	常務理事	尾崎 治夫	(一財)東京都学校保健会会長
12	常務理事	(新)駒田 幹彦	(一財)三重県学校保健会会長
13	理事	長瀬 清	(公財)北海道学校保健会会長
14	理事	佐藤 和宏	宮城県学校保健会会長
15	理事	澤井 博司	神奈川県学校保健連合会評議員
16	理事	(新)村上 美也子	富山県学校保健会副会長
17	理事	(新)大森 英夫	兵庫県学校保健会副会長
18	理事	(新)安東 範明	奈良県学校保健会副会長
19	理事	(新)平松 恵一	広島県学校保健会会長
20	理事	(新)村上 博	愛媛県学校保健会会長
21	理事	(新)河野 雅行	宮崎県学校保健会会長
22	理事	(新)佐藤 勇	新潟市学校保健会会長
23	理事	(新)内田 耕三郎	岡山市学校保健会会長
24	理事	白根 雅子	(公社)日本眼科医会会長
25	理事	大島 清史	(一社)日本耳鼻咽喉科学会学校保健委員会委員長
26	理事	(新)喜名 朝博	全国連合小学校長会会長
27	理事	(新)千葉 千恵	全日本中学校長会
28	理事	岡田 正治	全国高等学校長協会
29	理事	東 邦裕	全国学校保健主事会会長
30	理事	(新)浅野 明美	全国養護教諭連絡協議会会長
31	理事	(新)柳沢 幸子	(公社)全国学校栄養士協議会副会長
32	理事	(新)北川 和也	(公社)日本PTA全国協議会副会長

監事

No.	役職	氏名	所属先役職
1	監事	藤本 保	(一社)大分県医師会常任理事
2	監事	田幡 純	(一社)大阪府学校歯科医会会長
3	監事	清水 大	(公社)日本薬剤師会理事

* 役員任期は令和元年6月20日から令和3年定時評議員会の終結の時まで(2年間)

平成28年度～令和元年度 評議員名簿

公益財団法人 日本学校保健会
令和元年6月20日

No.	ブロック・職域	氏 名	所属先役職
1	北海道ブロック	後藤 聰	(公財)北海道学校保健会理事
2	東北ブロック	齊藤 勝	青森県学校保健会会長
3	関東甲信越静 ブロック	須藤 英仁	群馬県学校保健会会長
4		湯澤 俊	埼玉県学校保健会副会長
5	北陸ブロック	馬瀬 大助	富山県学校保健会会長
6	東海ブロック	(新) 羽根 司人	(一財)三重県学校保健会副会長
7	近畿ブロック	松本 泰仁	大阪府学校保健会会長
8		松本 卓	兵庫県学校保健会会長
9	中国ブロック	(新) 阿部 由貴子	広島県学校保健会理事長
10	四国ブロック	林 日出夫	徳島県学校保健連合会理事長
11	九州ブロック	池田 琢哉	鹿児島県学校保健会会長
12	政令指定都市	(新) 富部 哲也	浜松市学校保健会事務局長
13	学校医	渡邊 弘司	(一社)広島県医師会常任理事
14		正木 忠明	(公社)東京都医師会理事
15		柏井真理子	(公社)日本眼科医会常任理事
16		朝比奈紀彦	(一社)日本耳鼻咽喉科学会学校保健委員会委員
17	学校歯科医	竹内 純子	(一社)日本学校歯科医会常務理事
18		澤田 章司	(一社)日本学校歯科医会常務理事
19	学校薬剤師	渡邊 大記	(公社)日本薬剤師会常務理事
20		畑中 範子	(公社)日本薬剤師会学校薬剤師部会幹事
21	校長会	内藤 信	全国連合小学校長会事務局長
22		大石 光宏	全日本中学校長会
23		平池 徳見	全国高等学校長協会
24	保健主事	(新) 須藤 昭利	全国学校保健主事会副会長
25	養護教諭	(新) 安藤 季美	全国養護教諭連絡協議会副会長
26	栄養教諭	池島千恵子	(公社)全国学校栄養士協議会理事
27	PTA	(新) 青羽 章仁	(公社)日本PTA全国協議会
28		(新) 大塚 一雄	(一社)全国高等学校PTA連合会事務局長
29	学識経験者	(新) 瀧澤 利行	茨城大学教授
30		衛藤 隆	東京大学名誉教授
31		勝野 眞吾	岐阜薬科大学名誉教授 兵庫教育大学名誉教授
32		石丸 雄二	東京都教育庁都立学校教育部学校健康推進課長

※評議員の任期は平成28年6月16日から令和2年定時評議員会の終結の時まで(4年間)